

令和5年2月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第29463号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日・令和4年12月15日

判 決

5 当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、5万5000円及びこれに対する令和2年5月12日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 10 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和2年5月12日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

20 本件は、原告が被告に対し、被告のツイッターのアカウント上で、原告に関して「乞食をして金を得て」との表記を含む投稿がされたことについて、原告の名誉権を侵害するものであると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金55万円(慰謝料50万円及び弁護士費用相当の損害5万円の合計額)並びにこれに対する不法行為日(上記投稿の日)である令和2年5月12日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求め

25 める事案である。

1 前提事実

(1) 原告について

原告は、これまで女優としての芸能活動やフェミニズム活動等を行っており、平成31年1月頃から、職場において女性がハイヒールやパンプスの着用を強制されることの禁止を求める「#KuToo」と称する運動（以下「本件運動」という。）を主導してきた（甲1、12、13、32、弁論の全趣旨）。

(2) 被告について

被告は、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスであるツイッターにおいて、アカウントIDを「@iroa1991」、アカウント名を「はるか（仮）ちゃん／スーヤジタ」とするアカウント（以下「本件アカウント」という。）を登録している（甲3、乙34の3、弁論の全趣旨）。

(3) 被告による投稿

ア 被告は、令和2年5月12日、本件アカウントにおいて、別紙2のとおり
のツイートを投稿した。このうち、本件で問題となっている記述部分は、
下記のとおりである（以下、この記述部分を「本件記述」という。なお、
本件記述の原文は、第1文〔「セリフ」で終わる部分〕と第2文〔「石何
とかの」で始まる部分〕の間に1行分の空白がある。また、第2文末尾に
表記された顔文字は省略した。）。

記

「Docomo も JAL も ANA も靴を変更したのは一切 Kutoo の成果ではないし
安倍首相のコメントも厚労省が以前バッシングされたのと同じセリフ

石何とかの成果って美人な女性を虐めてフェミニズムの印象を下げて、乞
食して金を得て、他人のツイートの無断改変で稼いだけやん
ええ加減黙れや」

イ 本件記述の投稿は、公開範囲が限定されず、インターネット上で誰もが
閲覧できる状態で現在も残っている（甲3、乙34の3、弁論の全趣旨）。

2 争点

- (1) 本件記述が事実を摘示したものか、意見ないし論評か。また、摘示された事実や意見ないし論評の基礎となる事実は何か（争点(1)・摘示事実等）。
- (2) 本件記述が投稿されたことによって、原告の社会的評価が低下したか（争点(2)・社会的評価の低下）
- (3) 被告が本件記述を投稿したことについて、違法性阻却事由が認められるか（争点(3)・違法性阻却事由の存否）
- (4) 損害の内容及び損害額（争点(4)・損害等）

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（摘示事実等）について

（原告の主張）

ア 本件記述は、「原告が、本件運動に関連して、生活費や娯楽費を目的として不特定多数の他人から金銭を集めた事実」を摘示するものである。

すなわち、原告は、本件記述の投稿当時、本件運動を行って社会的に大きな反響を呼んでおり、本件記述を閲覧する一般の読者は、原告のフェミニスト活動に関心を持つ者であるといえる。

このような一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件記述は、第1文で「Kutooの成果」と記載し、これを受けて第2文で「石何とかの成果」と記述しているから、「石何とかの成果」とは本件運動の成果を指すと理解される。また、「乞食」とは、一般的な用語例として、働いて収入を得ようとせず、他人から金銭や食べ物をもらって生活することをいい、これにより金を得ていることを指摘するものであるから、本件記述は、原告が、本件運動に関連して、生活費や娯楽費を目的として不特定多数の他人から金銭を集めた事実を摘示するものと理解される。

イ 仮に、本件記述が事実を摘示したものでないならば、本件記述は、原告が本件運動に関連して乞食をして金を得たという意見ないし論評である

と解すべきである。

(被告の主張)

5 本件記述は、以下のとおり、「原告が、インターネット上で他人から繰り返し金品の援助を受けたり、クラウドファンディングで資金を集めたりした事実」を基礎として、原告を「乞食」と評価した意見ないし論評である。

10 まず、本件は、ツイッターにおける投稿であるから、ここでいう一般の閲覧者は、ツイッターの利用者に限定される。そして、このような一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件記述は、第1文と第2文が明確に分かれており、第2文には「美人な女性を虐めて」や「他人のツイートの無断改変」という本件運動とは関係のない事実が記載されているから、第2文の「乞食をして金を得て」の記載は、本件運動に関連する発言と読むことはできない。そして、「乞食」という表現は、インターネット上で「ネット乞食」という用語が使われているように、閲覧者に金品を請う趣旨と理解されるところ、原告は、本件運動とは無関係に、インターネット上で、閲覧者から、生活費、誕生日祝い、社会運動のための交通費及び原告への誹謗中傷
15 に対する法的措置に要する費用等に充てるため金銭の支援を受けたり、原告自らが欲しい物品を贈ってもらったりしている。また、原告は、本件運動に関して、クラウドファンディングで資金を集めている。このような原告の言動は、本件記述を閲覧するツイッターの利用者には十分認識されていた。

20 これらの事情を踏まえると、本件記述は、必ずしも本件運動に限定されず、インターネット上で他人から繰り返し金品の援助を受けたり、クラウドファンディングで資金を集めたりした事実を基礎として、原告を「乞食」と評価した意見ないし論評というべきである。

(2) 争点(2) (社会的評価の低下) について

25 (原告の主張)

本件記述は、原告について「乞食」との表現を用いるものであるが、乞食

とは健全な社会道徳に反し、犯罪行為（軽犯罪法1条22号）ともされており、原告が反道徳的な犯罪行為をしているとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

（被告の主張）

「乞食」の用語は多義的であり、インターネット上では、広く私的な用途のために他人に金品を求める行為を指すものとして用いられている。現に、原告もそのような行為を行っており、それ自体社会的評価を低下させるものではない。本件記述は、被告の個人的な感想を述べたもので、それほど多数の者が閲覧したわけでもないから、原告の知名度等と比較しても、原告の社会的評価を低下させるものではなく、社会的評価を低下させるとしても受忍限度を超えるものではない。

(3) 争点(3)（違法性阻却事由の存否）

（被告の主張）

ア 本件記述が被告主張の意見ないし論評であることを前提とする違法性阻却事由について

(ア) 本件記述は、前記争点(1)（被告の主張）欄のとおり、インターネット上で他人から繰り返し金品の援助を受けたり、クラウドファンディングで資金を集めたりした事実を基礎とする意見ないし論評であるが、原告は、本件運動を主導してきたフェミニズム活動家であり、政治活動にも関与していて、このような原告の活動には社会的関心が向けられているから、上記基礎となる事実には公共性があり、本件記述が公表されることについて目的の公益性もある。

(イ) 原告は、本件運動とは無関係に、インターネット上で、閲覧者から、生活費、誕生日祝い、社会運動のための交通費及び原告への誹謗中傷に対する法的手続に要する費用等に充てるため金銭の支援を受けたり、原告自らが欲しい物品を贈ってもらったりしている。また、原告は、本件

運動に関してクラウドファンディングで資金集めをしており、上記基礎となる事実は、重要部分において真実である。

5 (ウ) そして、本件記述にいう「乞食」についても、インターネット上で用いられている、閲覧者に対して金品を請う行為を指すにすぎず、原告の社会的地位や立場に照らして、本件記述が意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。

イ 本件記述が事実摘示であることを前提とする違法性阻却事由

10 (ア) 仮に、本件記述が、前記争点(1) (原告の主張) 欄のとおり事実を摘示するものであったとしても、事実の公共性及び目的の公益性が認められることは、上記ア(ア)と同様である。

(イ) 本件記述は、原告が私的な用途のために他人に金品を求めた事実を摘示したにすぎず、本件運動に関する交通費や取材費を他人に求めた場合もこれに含まれる。そして、原告は、本件運動に関してクラウドファンディングを行っているから、上記摘示事実は真実である。

15 ウ したがって、被告が本件記述を投稿したことについては、違法性阻却事由があると認められる。

(原告の主張)

ア 本件記述が被告主張の意見ないし論評であることを前提とする違法性阻却事由について

20 (ア) 事実の公共性及び目的の公益性に関する被告の主張は、争う。

(イ) 仮に、本件記述が、前記争点(1) (被告の主張) 欄のとおり意見ないし論評であったとしても、前記争点(1) (原告の主張) 欄アに記載のとおり、その基礎となる事実は、飽くまで本件運動に関連するものに限られるから、本件運動とは無関係に、原告がインターネット上で他人から金品の援助を受けた行為は、意見ないし論評の基礎となる事実には当たらない。また、本件記述は、「乞食」との記載のみならず、「金を得て」

との記載があるから、意見ないし論評の基礎となる事実は、本件運動に関連して、生活費や娯楽費を目的として不特定多数の他人から金銭を集める行為をいうものと解すべきであり、本件運動においてクラウドファンディングで資金を集めたことは、本件記述における意見ないし論評の基礎となる事実には当たらない。

そうすると、本件記述について、意見ないし論評の基礎となる事実が真実であることは証明されていない。

(ウ) また、「乞食」とは、健全な社会道徳に反し、また、軽犯罪法違反の行為であるところ、本件記述は、理由なく原告を乞食と決めつけるものであるから、明らかな人身攻撃であって、意見ないし論評の域を超えている。

イ 本件記述が事実摘示であることを前提とする違法性阻却事由について

(ア) 事実の公共性及び目的の公益性に関する被告の主張は、争う。

(イ) 本件記述の摘示事実は、上記ア(イ)と同様、飽くまで本件運動に関連するものに限られるから、本件運動とは無関係に、原告がインターネット上で他人から金品の援助を受けた行為は、摘示事実に含まれない。また、本件記述は、上記ア(イ)と同様、クラウドファンディングで資金を集めたことが摘示事実になるものでもない。

そうすると、本件記述について、摘示事実が真実であることは証明されていない。

ウ したがって、被告が本件記述を投稿したことについて、違法性阻却事由があるとは認められない。

(4) 損害の内容及び損害額 (争点(4)・損害等)

(原告の主張)

ア 慰謝料

原告は、ツイッターという不特定多数の者が閲覧する場で、「乞食」と

罵られて強い精神的苦痛を受けており、その慰謝料としては、50万円を下回るものではない。

イ 弁護士費用相当の損害

原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人弁護士に委任しており、これに要した費用としては、上記アの1割である5万円が相当である。

ウ 合計 55万円

(被告の主張)

原告の主張は、否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実のほか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の活動状況等

ア 原告は、昭和62年生まれで、高校3年生のときにスカウトされて女優としての芸能活動を開始し、グラビア雑誌への掲載や映画への出演等の活動を行っていた。

原告は、平成29年に、ツイッターやウェブサイト上で自ら経験した芸能界でのセクシャルハラスメントについて告白し、当時世界的に広がっていた「#MeToo」運動を国内でも展開した。その後、原告は、フェミニズムに関する講演やウェブサイト上への記事の発信等の活動を継続的に行うようになった。

(以上につき、甲31、32、弁論の全趣旨)

イ 原告は、平成31年1月24日、ツイッターで「いつか女性が仕事でヒールやパンプスを履かなきゃいけないという風習をなくしたいと思っているの。」等と投稿して、職場において女性がハイヒールやパンプスの着用を強制されることの禁止を求める運動(本件運動)を提唱し、この運動は

「#KuToo」運動と名付けられた。原告の上記投稿は、多数のリツイートや引用ツイートがされ、多数の女性から賛同のコメントが寄せられた。（甲1、12、弁論の全趣旨）

ウ 本件運動は社会的な広がりを見せ、原告は、同年6月3日、厚生労働省に対し、企業が女性にハイヒール等の着用を義務付けることを禁ずる通達の発出等を求める要望書を、それまでに集めた1万8856人分の署名とともに提出した。「#KuToo」は、令和元年のユーキャン新語・流行語大賞トップ10にも選出された。

その後、令和2年3月には、日本航空（JAL）が、同年5月には全日空（ANA）が、女性の客室乗務員等にヒールのある靴の着用を求めた服装規定を見直すことを公表し、他にも同様の見直しをする企業が現れた。また、同年3月には、本件運動は国会審議でも取り上げられ、当時の安倍晋三内閣総理大臣が、職場での服装に関しては、単なる苦痛を強いるような合理性を欠くルールを女性に強いるのは許されない等と答弁し、厚生労働大臣も本件運動に関する質疑に答弁をする等した。

（以上につき、甲1、13ないし18、弁論の全趣旨）

エ 原告は、令和元年5月頃、本件運動に関する署名活動が終了するまで当該活動を継続するためのアルバイトや取材に要する交通費について、友人等からインターネット上で金銭を集めることができる「polca」というアプリを用いて金銭の支援を募った（いわゆるクラウドファンディング）。原告は、このクラウドファンディングを通じて、最終的に約5万4000円を集め、集めた資金を本件運動に関する取材の交通費等に使用した。（甲5、6、26、27、32、乙11、14、弁論の全趣旨）

(2) 原告が本件運動以外にインターネット上で金品の支援を募った行為

原告は、遅くとも平成29年12月以降、インターネットを通じて第三者から金品の支援を募っており（乙6、弁論の全趣旨）、上記(1)エのクラウド

ファンディング以外の例として、以下のものが挙げられる。

ア 原告は、平成30年2月及び同年4月、polcaを用いて、自己が居住するアパートの更新料の支援を募った（甲32、乙6～8、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、本件運動の開始前後の時期において、インターネット通販サイト Amazon に欲しい物のリストを掲げる形で、閲覧者に対して衣料品、日用品、書籍、自転車、ワイン等の物品の支援を募った（乙9の各枝番、10、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、令和2年3月、インターネットを通じて、誹謗中傷に対する法的措置を執るための費用の支援を募った（甲32、乙16、19、弁論の全趣旨）。

2 争点(1) (摘示事実等) について

(1) 名誉棄損の成否が問題となっているインターネット上の記事について、それが事実を摘示したものか意見ないし論評の表明かは、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準に、前後の文脈や記事の公表当時に読者が有していた知識ないし経験等を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと理解されるかどうかにより判断すべきである（最高裁判所第三小法廷平成9年9月9日判決・民集51巻8号3804頁等参照）。

(2) 以上を前提として、本件記述が事実を摘示したものであるか、意見ないし論評を表明したものであるかについて検討する。

ア 前記1の認定事実によれば、原告は、本件記述が投稿された令和2年5月当時、一般社会において、平成31年1月以降に広がっていた本件運動を主導するフェミニズム活動家として認知されていたと認められる（認定事実(1)イ及びウ）。そして、本件記述の投稿は、ツイッター上でされたものであるが、その公開範囲が限定されておらず、インターネット上で誰でも閲覧できる状態であったこと（前提事実(3)イ）も併せ考えると、本件記

述における一般の閲覧者とは、主として、原告について本件運動を主導するフェミニズム活動家であるとの認識を有している者であると考えられる。

イ 本件記述は、第1文で「Kutooの成果」との表現を用いて本件運動を批判した上で、1行空けてではあるが、第2文で「石何とかの成果」と続けており（前提事実(3)ア）、上記アのとおり、本件記述の主たる閲覧者は、原告について本件運動を主導するフェミニズム活動家であるとの認識を有していたと認められることからすると、上記アで説示した一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、第2文は、本件運動に関する成果として記述されたと読み取るのが自然であるし、「乞食をして金を得て」との部分、「乞食」との言葉が、他者から金品を恵んでもらう等して生活する者との意味合いで用いられることが多いこと、さらに、乞食をすることにより「金を得て」との表現がされていることからすると、「原告が、本件運動に関連して、生活費等に充てる目的で第三者から金銭を得た」との事実を摘示したものと認めるのが相当である。この事実は、証拠等によってその存否を決することが可能であるから、事実を摘示したものと認められ、意見ないし論評の表明であるということとはできない。

(3) これに対し、被告は、本件記述がツイッターにおける投稿であるから、ここでいう一般の閲覧者は、ツイッターの利用者に限定されるとした上、本件記述は本件運動に関する発言と読むことはできないと主張する。しかし、ツイッターは、インターネット上で特定のキーワードを用いて検索することなどにより誰でも閲覧できること（弁論の全趣旨）からすると、ツイッターの利用者が特段限定されるものでないことは前記(1)のとおりである。また、証拠（乙62の各枝番）によれば、本件記述の投稿がされた令和2年5月時点で、ツイッター上で原告の氏名や本件運動をキーワードとして検索しても、本件運動に特化した記事が多く表示されるわけではなく、原告の言動に関する批評も多いが、他方で、上記検索結果においても、原告のアカウント名が

「石川優美@#KuToo 署名中」と表示され、原告の氏名の他、「Kutoo」、「フェミニスト」又は「フェミニズム」とのハッシュタグが付された投稿が相当数見られることからすると、ツイッター上で表示された記事全般としても、原告が本件運動を主導するフェミニズム活動家として認知されていた状況にあると認められ、上記検索結果が前記(2)アの認定判断を左右するものではない。

また、被告は、本件記述について、第1文と第2文が明確に分かれており、第2文には「美人な女性を虐めて」や「他人のツイートの無断改変」という本件運動とは関係のない事実が記載されており、本件記述も本件運動に関連しない記述であると主張する。しかしながら、第1文と第2文には、同じく「成果」という文言が用いられており、原告が本件運動を主導する者として認知されている状況の下で、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、第1文が本件運動の成果、第2文が原告の成果という形で、異なる意味合いで用いていると読み取るのは困難である。

確かに、本件証拠上、第2文中の「美人な女性を虐めて」や「他人のツイートの無断改変」という表記に関する実際の事実関係としては、本件運動に関する事実であるとまでは認められないが、その一方で、一般の閲覧者において、本件記述を閲覧した際、原告が本件運動以外にインターネット上で金品の支援を募っていたこと（認定事実(2)）や、本件運動以外での原告のインターネット上での言論やこれに対する批評がされていた状況等を十分に認識していたとは限らないのであって、上記の2つの表記についても、実際に本件運動に関連するかはともかく、上記(2)アで説示した一般の閲覧者において、何らか本件運動に関連するものと解釈したとしても不自然ではない。そうすると、第2文の他の記述の存在から、「乞食をして金を得て」との記述部分が本件運動に関連しないものと解することはできない。

その他、被告の種々主張するところによっても、前記(2)の認定判断を左右

するものではない。

3 争点(2) (社会的評価の低下) について

(1) 前記2(2)で認定判断したとおり、本件記述のうち「乞食をして金を得て」
との部分は、「原告が、本件運動に関連して、生活費等に充てる目的で第三
者から金銭を得た」との事実を摘示したものと認められるところ、上記摘示
5 事実は、社会的な運動である本件運動を主導する者が、本件運動の名の下に
生活費等の私的な用途に充てるための金銭を他者から得ているとの印象を与
えるものといえることができ、原告の社会的評価を低下させるものと認められ
る。

(2) これに対し、被告は、「乞食」の用語は多義的であり、インターネット上
では、広く私的な用途のために他人に金品を求める行為を指すものとして用
いられていると主張し、証拠(乙1、2、4、5)によれば、インターネット
を通じて金品の支援を求める行為を「ネット乞食」と表現する例も見受け
られる。しかしながら、「ネット乞食」という用語自体、一般的な用語として
15 広く認知されているとは認め難いし、本件記述は、「ネット乞食」ではなく、
「乞食」という直接的な表現が用いられている上、本件記述自体、その表現
からして、原告を批判する趣旨で投稿されたものと認められることからする
と、インターネット上で「ネット乞食」との用語が多様に使われているとし
ても、このことをもって、本件記述によって原告の社会的評価が低下したこ
20 とを否定することはできない。

また、被告は、本件記述は、被告の個人的な感想を述べたもので、それほ
ど多数の者が閲覧したわけでもない指摘するが、本件記述が事実の摘示と
認められることは既に説示したとおりであるし、本件記述はインターネット
上で誰もが閲覧可能であるから(前提事実(3)イ)、多数の者が閲覧したかどう
25 かは、慰謝料額の算定において考慮することはあり得ても、原告の社会的評
価が低下したかどうかに影響を及ぼすものではない。さらに、本件記述によ

る社会的評価の低下が受忍限度の範囲内ということもできない。

その他、被告の種々主張する事実によっても、前記(1)の認定判断を左右するものではない。

4 争点(3) (違法性阻却事由の存否) について

(1) 被告の主張のうち、本件記述が事実摘示であることを前提とする違法性阻却事由 (前記第2の3(3) (被告の主張) イ) について検討する。

(2) 被告は、本件記述について事実の公共性及び目的の公益性があり、また、本件記述に係る摘示事実について、これは原告が私的な用途のために他人に金品を求めた事実を摘示したにすぎないところ、原告は、交通費や取材費に充てるためにクラウドファンディングを実施しており、これも私的な用途に含まれるから、上記摘示事実が真実であるとして、違法性が阻却されると主張する。

前記2(2)で認定判断したとおり、本件記述に係る摘示事実は「原告が、本件運動に関連して、生活費等に充てる目的で第三者から金銭を得た」との事実である。そして、前記認定事実によれば、原告は、本件運動に関する署名活動が終了するまで当該活動を継続するためのアルバイトや本件運動に関する取材に要する交通費について、インターネット上で金銭の支援を募っていたことは認められ (認定事実(1)エ)、その中には、本件運動に関わった結果、不足するおそれのあったアルバイトに行く際の交通費についても支援を募っていた事実は認められる (甲27、29、乙11、14)。しかし、原告が金銭の支援を募っていた主たる動機は本件運動を継続することにあつたことは、支援を求める内容から明らかであり、アルバイトに要する交通費以外にも本件運動に関する取材に要する交通費についても支援を募っており、実際に支援された金銭は本件運動に関する取材の交通費等に使用されていること (認定事実(1)エ) からすると、原告がインターネット上で本件運動に関連して支援を募っていた資金は、飽くまで、本件運動を継続するために要す

る資金ということができ、原告が、本件運動に関連して、専ら生活費等に充てる目的で第三者から金銭を得たということとはできない。そうすると、原告が支援を求めた内容にアルバイトに要する交通費の支援が含まれていたとしても、このことをもって、原告が、本件運動に関連して、生活費等に充てる目的で第三者から金銭を得たということとはできず、上記摘示事実が真実であったとは認められない。また、本件全証拠によっても、原告が実施したクラウドファンディング（認定事実(1)エ）により集めた資金が専ら原告の生活費等に流用されたことを推認させる事実も見当たらないから、上記摘示事実について、真実であることが証明されたとは認められない（なお、原告がインターネット上において、本件運動を継続していくために支援を求めていることを表明していること（甲27、乙11）からすると、上記摘示事実について、被告が真実であると信じたことについて相当な理由があるということもできない。）。

(3) したがって、本件記述の投稿について、違法性が阻却されるとは認められない。

5 争点(4) (損害等) について

(1) 慰謝料について

本件証拠上認められる原告の地位及び本件運動の主導者としての立場、本件記述の内容及びその表現振りや、本件記述の投稿の態様（現在に至るまでインターネット上で誰でも閲覧可能な状態であることや、被告のツイッターに対して反応した人数等）及び影響、その他本件において現れた一切の事情を考慮すると、本件記述により原告に生じた精神的苦痛に対する慰謝料としては、5万円をもって相当と認める。

(2) 弁護士費用相当の損害

原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人弁護士に委任したことが認められ（弁論の全趣旨）、その弁護士費用相当の損害としては、上記(1)

の慰謝料額の1割である5000円が相当である。

(3) 合計 5万5000円


第4 結論

5 以上の次第で、原告の請求は、5万5000円及びこれに対する令和2年5月12日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容するが、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

10

裁判長裁判官

島崎 邦彦 

裁判官

片山 健 

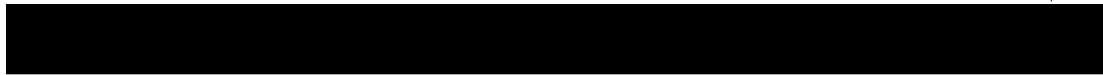
15

裁判官

澤 大地 

(別紙1)

当 事 者 目 録



石川優実こと

5

原 告 石 川 由 美 子
同訴訟代理人弁護士 神 原 元
同 太 田 啓 子

東京都千代田区麴町2-12-1 VORT半蔵門2階

被 告



10

同訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

以 上

https://twitter.com/iroa1991/status/176014108924711200

- ホーム
- 話題を検索
- 通知
- メッセージ
- ブックマーク
- リスト
- プロフィール
- もっと見る

ツイートする

舟橋士, 小沢一仁 @ozawakazuhiito

スレッド

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991

#いいねの数だけ炎上覚悟で本音を言ういいねした人もやる

午後6:36 · 2020年5月12日 · Twitter for Android

12件のいいね

返信をツイート

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

まず1つ目

私はキノコよりもタケノコ派である(´・ω・`)判り

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

2つ目

ピアノカ フロワー戦争では圧倒的ピアノカ派だが1番好きなドラクエ5キャラはベラだ

だからリメイク版で結婚相手にベラを採用せずデボラを採用した運営を私は許さない

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

3つ目

レシ停止中のボードを出してるのにレシに並ぶ客や財布から小銭をゆっくり1枚ずつ数えながら出す客がたまに居るが

怖れ二度と来んなと心の中では思ってる

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

4つ目

DocomoもJALもANAも靴を変更したのは一切Kutocの成果ではないし安倍首相のコメントも厚労省が以前バッシングされたのと同じセリフ

石何とかの成果って美人な女性を産めてフェミニズムの印象を下げて、乞食して金を得て、他人のツイートの無断改変で稼いだだけやんええ加減無れや(´ω´)

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

5つ目

鬼滅の刃全部合計しても3話分くらいしか見た事ないんだが

カマドタンジロウをずっとカマドゼンジロウだと思って商品売ってたしなんならイノシシの子のイノシシ外した(バージョンの姿は完全に別の人だと思って商品売ってた

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

6つ目

すごい猫好きって毎回書いてるし猫飼ってるけど

1番好きな動物はうさぎだし

2番目に好きな動物はハシロコウ

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991 · 2020年5月12日

返信先: @iroa1991さん

7つ目

炎上しそうな本音がそもそもない(´・ω・`)判り

キーワード検索

乙第34号証の3

関連性の高いアカウント

はるか(仮)ちゃん/スーヤジタ @iroa1991

フォロー

辛味と甘味と筋肉とぬいぐるみまでよくなく愛する創作勢(´ω´) 絵々とドット絵によるゲーム内アイテムの小物と武器の作成を行っております 貯金頑張り(´ω´) 判り... ヘッダー @SiroSiro_048 タシロさん アイコン @mikanmizore ぶっしー(´ω´) 感謝 趣味:ドット絵描き

いまだどうしてる?

スポーツ · 38 分前

イチローさんが女子高校野球選抜と対戦!!エキシビジョンマッチ

トレンドピック: イチロー, 最速15キロ

#ビックなメガセール

3日間限定! ルンバを買うなら今! 上位モデルが42,000円引きの衝撃価格!

ビックカメラによるプロモーション

エンターテインメント・トレンド

渡辺直美

2,068件のツイート

エンターテインメント・トレンド

#松下洗平

29,808件のツイート

朝日新聞デジタル · 55 分前

大阪・北新地ビル火災 救助にあたった人たちは

さらに表示

利用規約 プライバシーポリシー Cookieのポリシー アクセシビリティ 広告掲載

もっと見る... © 2021 Twitter, Inc.

以上

これは正本である。

令和5年2月16日

東京地方裁判所民事第17部

裁判所書記官 山科

